

麗澤大学障がい学生支援に関するガイドライン

2024年4月1日制定
2026年4月1日最近改正

I. 基本理念とガイドライン制定の背景

麗澤大学では、教育理念である「知徳一体の教育」に基づき、2016年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という）を踏まえ、2018年4月1日に「麗澤大学障がい学生支援規程」及び「麗澤大学障がい学生支援方針」を制定したうえで、学生の障がいの有無及びその程度によって分け隔てることなく、大学に係る全ての者が、相互に人格と個性を尊重しながら、ともに学び合う大学を目指してきました。

また、障害者差別解消法の改正により、2024年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえ、具体的な支援体制をより明確にするため、これまでの「麗澤大学障がい学生支援方針」を見直し、新たに「麗澤大学障がい学生支援に関するガイドライン」を策定しました。

このガイドラインは、「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」、「障害者差別解消法」及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（以下「対応指針」という）、「教職員のための障害学生修学支援ガイド」（独立行政法人日本学生支援機構作成、以下「支援ガイド」という）に基づき、本学の障がい学生支援の具体的な施策を踏まえ作成しています。障がい学生が所属する学部、学科及び研究科の教育目標に照らして、障がい学生との建設的な対話を通じて、それぞれのニーズに応じて合理的配慮*の内容（以下「支援内容」という）について検討して支援します。

*「合理的配慮」とは、障害者の権利に関する条約第2条「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」の定義を適用します。また、本学における「合理的配慮」の基本的な考え方は、「対応指針」を適用します。

II. 基本方針

麗澤大学は、障がい学生への理解に基づき、「多様性」推進の一環として、自主性を尊重しつつ個々の障がいにふさわしい支援を的確に把握して質の高い学生生活を送れるよう環境を整備するとともに、教職員・学生等に対して障がい学生への協力を求め、意識の醸成を図ることで相互が成長するための支援を行います。

(1) 受入支援

本学は、誰もが質の高い学生生活を送ることができるよう、障がい学生への理解に基づき環境を整備するとともに、学生自身の自主性を尊重しつつ個々にふさわしい支援を行うことを目指します。

(2) 学修支援

障がい学生一人ひとりと対話することにより、支援内容に関しての合意形成を行い、講義、演習および実習における実施方法等を工夫し、学修環境を整える支援を行います。また、教職員・学生に対し、障がい学生への支援に対する積極的な協力を求め、学修面での環境を整備します。

(3) 学生生活支援

障がい学生について、教職員間の連携を密にして、生活状況を把握、分析し、施設設備等の改善に努めます。また、全ての学生が障がいに対する理解を深め共生するところを育て、共に支え合い成長することを目指します。

(4) 進路支援

障がい学生それぞれの意向と特性を尊重したキャリア形成及び就職支援に向けて、情報の収集と提供を行い、個別の支援を強化します。

Ⅲ. ガイドライン

(1) 支援目標

- ①障がい学生が適切な学修環境のもと学修に専念することができ、所属学部、学科及び研究科が掲げる教育目標を達成できること。
- ②障がい学生が自身の特性や症状を正しく把握するとともに、今後の可能性に気づき、生涯にわたり自身の活動に必要な支援や希望を周囲に発信し、自身の知識や経験を十分に発揮し社会に貢献できるようになること。
- ③障がい学生支援を通じ、全ての人にとって利用しやすく学びやすい環境を整えること。
- ④全ての教職員、学生が多様性を理解、尊重し、障がいの有無に関わらず、共に成長できること。

(2) 支援対象者

「障がい学生」とは、障害者基本法の第2条第1号に規定する障害者、すなわち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」がある者であって、障害及び社会的障壁*により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、いわゆる障害者手帳の所持者に限りません。また本学においては、「精神障害」に「高次脳機能障害」を含め、「その他の心身の機能の障害」に「難病に起因する障害」を含めて支援しています。

また、本学に入学を希望する者及び在籍する学生とし、学生には、科目等履修生、聴講生、特別聴講生も含まれます。

*「社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言う。」（障害者基本法第2条第2項）

(3) 教育方法及び評価方法

障がい学生に提供する教育については、その目的・内容・評価の本質は変えることなく、提供方法を柔軟に調整するとともに、必要に応じて学修に必要な机や椅子等の什器、支援機器等を活用し、必要な教科書や資料、情報等へのアクセスの確保により、全ての学生が同等の条件下で学べるよう配慮します。学外実習においては、実習受け入れ先と十分な事前協議を行い、必要な実習環境を整えます。成績評価においては、合理的配慮のもとで、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や、合格基準を下げる等の対応はしません。

入学試験や単位認定等のための試験においては、障がい学生の能力・適性、学修成果等を適切に評価することを前提にしつつ、個々の状況に応じて試験時間の延長や別室受験、解答方法の変更等の要望への対応を検討します。

レポートや発表等、試験以外の課題においては、学生の学修成果を適切に評価できるよう提出や発表の形式について柔軟に対応します。

(4) 責任体制

最高管理責任者は、学長をもって充て、障がい者差別解消の推進及びそのための環境整備（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障がいのある入学希望者や学内の障がい学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上）等に関し、本学全体を統括し、最終責任を負うものとします。

また、各学部長及び研究科長等は当該学部等に在籍する障がい学生が本ガイドラインに示す支援目標のもと、必要な支援を得て適切な学修の機会を得られるよう統括します。

(5) 支援体制

障がい学生に対する合理的配慮を的確に提供するための学内組織として「修学サポート相談室」を設置し、必要に応じて学生相談室をはじめとする学内の関連部署、学部及び研究科、学外機関と連携、協力し適切な支援の実現に努めます。また、修学サポート相談室は、障がい学生及びその家族、その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談にも応じます。

合理的配慮の適切な提供のため、障がい学生は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明*をし、配慮の必要性を客観的に証明する書類（障害者手帳、診断書、専門家所見等）を提出することが求められます。

上記の連携、協力により配慮の必要性が認められた場合には、障がい学生との対話を通

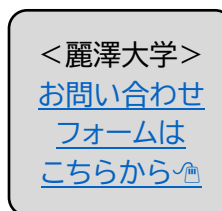
じて、各授業科目の内容、授業運営方法、到達目標と照らし、必要な学修支援、学生生活支援、進路支援における配慮の具体的な内容を検討した上で決定します。

なお、修学サポート相談室は、学内外での障がい学生支援に関する事例や知見を収集蓄積します。それらを踏まえて教職員に対して障がい学生支援の具体的な方法の提示や情報提供、障がい学生支援に関する啓発を目的とした研修等を行い、支援体制の確立、推進に努めます。

*意思の表明は、言語（手話を含む。）の他、点字、筆談、身振りサイン等による合図等、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること、及び本人の意思の表明が困難な場合には、障がい学生の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含みます。さらに意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が支援を必要としていることが明白である場合には、当該障がい者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めます。（参考：対応指針）

<障がいのある学生支援に関する本学における相談窓口>

- 障がいのある学生支援全般に関する相談：修学サポート相談室
- 入試・入学までの相談：大学入試・広報課
- 修学支援に関する相談：教務・国際交流課
- 学生生活に関する相談：学生課
- 進路に関する相談：キャリアセンター
- 困りごと・悩みごとに関する相談：学生相談室



(6) 支援の申請手順と実施までの流れ

問合せ・相談⇒支援申請（合理的配慮申請書提出）⇒面談・打合せ（合理的配慮案調整）
⇒学内協議⇒支援内容決定（合意書締結）⇒支援開始⇒支援内容見直し・調整
※詳細については別紙「修学支援の申請手順と実施までの流れ」参照

(7) 申し立てられた問題への対応（紛争防止のための体制準備）

障がいのある学生が、不当な差別的取扱いを受けていると考えた場合、また合理的配慮を含む支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合は、下記窓口において本人からの不服申し立てを受理し、第三者的視点から紛争解決のための調整を行います。

竹村嘉洋 弁護士（萱場健一郎法律事務所）
TEL：03-5157-5665 FAX：03-5157-5667
Mail：takemura@kayaba-law.net

(8) 事務所管

このガイドラインに関する事務は、大学事務局修学サポート相談室が所管します。

(9) 改廃

このガイドラインは、「障害者差別解消法」の見直し、法施行後の具体的な相談事例や裁判例の集積、障がい者支援技術の進歩、及び本学の教育体制・目標の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとし、また、その改廃は、大学事務局修学サポート相談室が発議し、学生委員会の議を経て、大学執行部会議の意見を聴取した後、学長がこれを定めます。

附則

1. このガイドラインは、2024年4月1日から施行します。
2. このガイドラインは、2025年4月1日から改定施行します。
3. このガイドラインは、2026年4月1日から改定施行します。